

京都市告示第 215 号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者である京都シティ開発株式会社から、京都市ラクト健康・文化館条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時休館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年8月1日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する日

平成20年9月1日（月）から平成20年9月30日（火）まで

2 休館の理由

施設改修工事実施のため

（建設局都市整備部市街地整備課）